

住宅用火災警報器の設置はお済みですか？

住宅用火災警報器は、住宅火災からあなたの家族・財産を守ります！

現在、新築住宅は消防法により住宅用火災警報器の設置が義務となっています。

また、既存の住宅についても、神崎町では成田市火災予防条例により設置が必要となっております。

○なぜ住宅用火災警報器が必要なのか？

建物火災の中では住宅から発生した火災が最も多く、住宅火災による死者は建物火災における死者のおおむね9割を占め、その6割程度が65歳以上の高齢者となっています。また住宅火災で亡くなった方の約7割が「逃げ遅れ」で、より早く火災の発生に気付けば助かった方も多いと思われます。

○住宅用火災警報器の種類とそのしくみ

住宅用火災警報器とは、火災により発生した煙や熱などを自動的に感知して、火災の発生を警報音又は音声で知らせてくれるものです。

☆煙式感知器（光電式）



☆熱式感知器（煙が充満する台所等）



☆住宅用火災・ガス漏れ複合型警報器とは

住宅用火災警報器とガス漏れ警報器の機能を有しているものです。

◎電源は、電池式のもの主流ですが、家庭用電源（AC100V）を使うものもあります。

○住宅用火災警報器の設置箇所

就寝の用に供する居室（※寝室として使用する部屋）・階段・廊下等に設置します。

※台所は、設置義務はありませんが、火災の出火率が高いため、取り付けをおすすめします。

○住宅用火災警報器についてのお問い合わせ先

- ・ 成田市消防本部予防課 ☎0476-20-1591
- ・ 大栄消防署下総分署 ☎0476-96-4023
- ・ 住宅用火災警報器相談室（（財）日本消防設備安全センター）
（フリーダイヤル）0120-565-911

☆住宅用火災警報器の悪質な“訪問販売”にご注意！

「法律が変わって、すぐに火災警報器を設置しなければいけなくなりました。付けないと罰則がありますよ。」とうそをついたり、「消防署から点検に来ました。」と言って、火災警報器を高額な値段で売りつける被害がすでに発生しています。消防署の名を語るなど、悪質な訪問販売には十分注意しましょう。

- ◆ 「火災警報器を設置しなければならない」と訪問してくる業者には注意！
- ◆ 「今だけ」・「あなただけ」などと契約を急がせる業者には要注意！
- ◆ 消防署や町が直接、住宅用火災警報器を販売することはありません。